

受付期間:令和6年4月1日(月)~令和7年2月28日(金)まで

自転車乗車用ヘルメット 購入費の一部を補助します

※この補助金は、予算がなくなり次第終了となります。

★補助対象者

市内に住所を有し、令和7年3月31日時点で、次の①、②のいずれかの要件を満たす方

①7歳~18歳の児童生徒等(平成18年4月2日以降平成30年4月1日以前に生まれた方)

②65歳以上の方(昭和35年4月1日以前に生まれた方)

※①の場合は、保護者が申請できます。

※お一人様につき1個・1回限り

※過去に同種の補助金の交付を受けた方は対象外

令和6年4月1日
以降に購入した方が
対象です。

★補助対象のヘルメット

安全認証マーク(図参照)がついている『新品』のヘルメット

※令和6年4月1日以降に購入(注文から支払いまで含む)したヘルメットに限ります。

※未使用を含む中古品は対象外

※オークション、個人間売買、譲渡等は対象外

(図)安全認証マーク



★補助金額

購入費用の2分の1(補助上限金額2,000円)

※10円未満切り捨て

※送料は除きます。また、カードポイントや通販会社・店舗のポイント値引き等を利用した分は購入費用から除きます。

★必要書類等

①補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)

※危機管理課または各支所窓口、市ホームページから入手できます。

②領収書の写し(購入者氏名、金額、日付、品名、購入店の記載があるもの)

③安全基準に適合している安全認証マーク(図参照)が確認できる書類(書類の用意ができない場合は、ヘルメットの現物を提示すること)

④通帳の写し(銀行名・支店名・口座種別・口座名義人・口座番号がわかるページ)

自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。

★申請方法

令和7年2月28日(金)までに、危機管理課または各支所へ申請してください。

※詳細については裏面をご確認ください。

注意

インターネット購入も対象となりますが、領収書の発行が可能な方法で購入してください。領収書がない場合は、補助対象になりません。

※インターネットで購入する際は、ホームページの注意事項を必ず確認してください。



申請から補助金交付までの流れ



(1) 自転車乗車用ヘルメットを購入

※購入の際、販売店等に領収書の発行を依頼してください。
※領収書には、下の「【提出書類】(2)領収書の写し」に記載する内容の記入をお願いしてください。

(2) 下記の提出書類等を用意して危機管理課または各支所へ申請

※補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)は、危機管理課または各支所窓口、市ホームページから入手できます。

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 領収書の写し(次の内容が記入されているもの)
 - ① 購入者氏名
 - ② 金額(ヘルメットの購入単価がわかるもの)
 - ③ 日付
 - ④ 品名(「ヘルメット代」等、ヘルメットを購入したことがわかるもの)
 - ⑤ 購入店
- (3) 安全基準に適合している安全認証マークが確認できる書類(書類が用意できない場合は、ヘルメットの現物を提示すること)
- (4) 通帳の写し(銀行名・支店名・口座種別・口座名義人・口座番号がわかるページ)



(2) 領収書の写し
※記載内容を確認してください

※領収書がない場合は、申請できません。

(3) 安全基準に適合している安全認証マークが確認できる書類
※保証書、取扱説明書、カタログ等の確認できるもの

(3) 決定通知書(様式第2号)が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

(4) 指定口座へ補助金が振り込まれます。

※申請から概ね1か月半後の振り込みとなります。

～～ 2023年4月1日よりヘルメットの着用努力義務化 ～～
道路交通法の一部改正により、全年齢の自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。ヘルメットを購入して、命を守るために着用しましょう。

～～ 自転車事故に備えた保険に併せて加入しましょう ～～
愛知県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、自転車損害賠償責任保険等への加入が令和3年10月より義務化されました。
また、自転車事故により相手方を死傷させた場合に、高額の損害賠償請求事例が相次いでいます。損害賠償責任を負ったときの経済的な負担を軽減するため、積極的に自転車保険等に加入しましょう。

